

(平成25年6月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

中国（岡山）国民年金 事案 1452

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年1月までの期間については、国民年金第3号被保険者期間と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年1月まで

私の国民年金記録については、平成元年2月13日に夫の健康保険の被扶養者から外れていたことが判明したからとして、申立期間が国民年金第1号被保険者期間に変更されたが、私は、そのような被扶養者から外れるための届出をした覚えは無く、2年2月1日にA国民健康保険組合に加入するまで被扶養者であったので、申立期間を第3号被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者記録は、当初、国民年金第3号被保険者期間として記録されていたが、平成25年2月に、第1号被保険者への種別変更日を2年2月1日から元年2月13日に訂正する処理が行われたため、申立期間が第1号被保険者期間とされたことが確認できる。当該処理が行われた理由について、日本年金機構は、申立人の夫の健康保険の被扶養者記録により、申立人が元年2月13日付けで申立人の夫の被扶養者の認定を解除されていたことが判明したためであるとしている。

しかしながら、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金資格取得・異動届出書並びにA国民健康保険組合C支部が発行した申立人に係る国民健康保険被保険者資格証明書によると、申立人は、平成2年3月に、同年2月1日付けでA国民健康保険組合に加入したことにより、同日付けで国民年金被保険者資格を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更する届出を行ったことが確認できる。

また、申立人から提出された申立人の夫の平成元年分及び2年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、平成元年分の同票においては夫の被扶養配偶者とされ、2年分の同票においては夫の被扶養配偶者でなくなっていることが

確認できるなど、当時の資料からは、申立期間において、申立人がその夫の被扶養者であった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者期間として保険料納付済期間であると認められる。

中国（島根）厚生年金 事案 2840

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

私は、申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る供述から判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む多数の被保険者の資格喪失日について、当初、昭和49年1月1日と記録されていたものを、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和49年2月28日）の後である同年3月25日になって、遡及して48年12月25日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、上述のように、事業所が適用事業所でなくなった後に、遡及して申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録の訂正は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が当初届け出た昭和49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正前の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和37年7月1日にA社B支店から同社C支店に異動となり、申立期間は継続して勤務したが、厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社からの回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年7月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2843

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和30年4月から平成8年9月までA社に継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主

は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 2844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和41年11月から57年2月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和44年2月1日に同社B工場から同社C支店に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 2845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで

私は、昭和44年2月から51年2月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年9月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 7 年 7 月 1 日まで

A社に入社後、しばらくして取引先の専属の担当となり、報酬も完全固定給となったので、厚生年金保険に加入することとなった。その時期は昭和 63 年 9 月頃であったと思う。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、勤務していた期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料は残っていない。」「申立人は、給与の手取額が多い方がよいと言って、厚生年金保険に加入していなかった期間があったと記憶している。いつ頃であったかは覚えていない。その期間は、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、当時の複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料の控除の状況は確認できなかった。

さらに、申立人のA社での雇用保険の被保険者資格取得日は平成 7 年 7 月 1 日であり、オンライン記録における申立人の同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日となっている。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 8 日から 59 年 9 月 4 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、初めて受け取った給与の給与明細書に厚生年金保険料の控除の記載があったことを確認したことを覚えているが、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の作業内容等が記載された手帳の写し及び同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、A社に勤務していたことがあるものと推認される。

しかしながら、事業主は、「約 20 年前に廃業しており、賃金台帳等の資料は残っていない。申立人の勤務実態や保険料控除についても覚えていない。」と回答している上、複数の同僚に対する照会によっても、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業主は、当時の厚生年金保険の取扱いについて、「入社と同時、希望する者のみ厚生年金保険に加入させていた。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が同時期に入社したと記憶する同僚二人の記録は見当たらない。

さらに、申立期間における上記被保険者原票を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月1日から16年9月1日まで
② 平成15年7月30日
③ 平成15年12月27日
④ 平成16年8月6日

ねんきん定期便によると、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低く記録されているので、申立期間②、③及び④の標準賞与額と併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された平成15年4月及び16年9月の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額（翌月控除）は、それぞれオンライン記録における標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、申立人から提出された支給年が不明の給与支払明細書10枚について、控除されている厚生年金保険料額及び健康保険料額から支給年月を検証したところ、うち9枚は平成9年11月から11年9月までの期間における給与支払明細書、残る1枚は12年10月の給与支払明細書である可能性がうかがわれ、控除されている厚生年金保険料額は、それぞれオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっている。

さらに、申立人から提出された平成10年分給与所得の源泉徴収票並びに平成10年度、12年度、16年度及び17年度の町民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料額を検証したところ、オンライン記録の標準報酬月額を基に算出した社会保険料額と近似している。

一方、A社は、「申立期間①の給与額及び厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を探したものの見当たらない。」と回答しており、申立人の平成15年4月及び16年9月を除く同期間における毎月の報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

- 2 オンライン記録によると、申立期間①において、申立人の標準報酬月額が従前の標準報酬月額に比べて大きく下がっている時期は、平成元年3月と12年10月であることが確認できることから、当該事業所は、「55歳を越えて勤務を継続すると、給与は最大20%下がる。」と回答していることから、申立人の55歳到達後における最初の定時決定において、12年10月の標準報酬月額が4等級降級したことに、不自然さは見られない。

また、平成元年3月から標準報酬等級が6等級降級した理由について、当該事業所は、「当時の資料を探したものの見当たらないので、不明である。」と回答しているが、申立期間①において厚生年金保険の記録がある同僚32人に係る標準報酬月額の記録を見ると、同期間において標準報酬月額が4等級以上降級している者が11人おり、当該11人全員が、申立人と同じ本社で勤務していたことが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

- 3 申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与支払明細書に記載されている賞与支給額及び厚生年金保険料控除額は、それぞれオンライン記録における標準賞与額に見合う額であることが確認できる。

また、申立期間④について、賞与支払明細書、賃金台帳等の資料が無く、申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないところ、同期間前後の賞与支払明細書の支給額及び控除額はオンライン記録の標準賞与額に見合う額であることが確認できることから、同期間についてのみ、誤った事務手続が行われたとは考え難い。

さらに、上記のとおり、平成17年度の町民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額を基に算出した社会保険料額と近似している。

- 4 オンライン記録において、申立人の申立期間①から④までに係る標準報酬月額及び標準賞与額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年4月1日まで
② 昭和20年9月1日から21年3月16日まで

私は、申立期間①はA社B製作所において、申立期間②は同社C工場において、昭和21年3月から22年12月までの期間は同社B製作所においてそれぞれ勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

なお、A社は、D社という名称（商号）であった時期もあり、申立期間①及び②当時、どちらの名称であったかは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び同索引票によると、申立人は、昭和21年3月16日にA社において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、D社は昭和20年10月に商号変更してA社となっているところ、申立期間①及び②における両社に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社は既に昭和55年に解散し、同社及びD社の商業登記簿から判明した両社の取締役は、死亡又は連絡先不明であり、A社の清算人を務めた者の所属する事務所は、「同社の従業員に関する資料等はない。」と回答している。

加えて、申立人が記憶する同僚を含む複数の同僚に対する文書照会によっても、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておら

ず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。